

## 熊谷市子育て支援優良企業認定の基準

- 1 子育てと仕事の両立支援のための制度の整備
  - (1) 妊娠中及び出産後の従業員への配慮
    - ア 妊娠中及び出産後の母性保護や健康管理のための制度の周知及び情報提供並びに相談体制の整備等
  - (2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
    - ア 子どもが生まれる際に取得できる休暇制度の創設
    - イ 年次有給休暇、育児休業の取得促進等
  - (3) より利用しやすい育児休業制度の実施
    - ア 「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児休業法）」が定める休業の期間などを上回る休業制度の創設等
  - (4) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
    - ア 男性も育児休業できること及び育児休業中・休業復帰後の待遇等の周知
    - イ 育児休業を取得する従業員の代替要員の確保
    - ウ 育児休業中の従業員の職場復帰のための支援
    - エ 事業所内託児施設の設置等
  - (5) 子育てのための時間を確保できるようにする措置の実施
    - ア 小学校入学前の子どもを育てる従業員を対象とする短時間勤務制度や残業させない制度の実施
    - イ 授業参観、学校行事等の子育て休暇制度等
- 2 働き方の見直しに資する雇用環境の整備
  - (1) 残業及び休日勤務などの所定時間外労働の削減
    - ア ノー残業デーの導入、拡充等
  - (2) 年次有給休暇の取得の促進
    - ア 従業員の取得希望時期を踏まえた年間取得計画の作成等
  - (3) 職場優先の意識及び固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発
    - ア 企業内の意識啓発のための研修
    - イ 社内報や研修などによる各種制度の周知等
- 3 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定
  - (1) 従業員数101人以上の企業は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、平成23年4月1日以降、計画の策定が義務付けられている。また、従業員数100人以下の企業は、計画の策定は努力義務とされている。

4 地域の子育て支援活動への助成、子育てに関する催し等の取組

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

- ア 会社見学の受入れ
- イ 子どもが参加する地域活動のための施設提供
- ウ 子どもの就業体験の受入れ等
- エ 地域の防犯、非行防止活動等への従業員の参加支援

5 その他次世代育成支援に関する取組

(1) 学生への就業体験機会の提供など若年者の安定就労及び自立の促進

- ア 高校生や大学生などに就業体験の機会を提供するインターシップの実施等